

## 第6章 非常勤講師の権利について

### I 賃金

Q1. 私の給料は、授業時間数分出てはいるはずですが、学校行事などで授業がない場合、どうなりますか。また、長期休業中はどうですか。

A1. 学校の都合で授業変更により、授業がなくなった場合でも報酬は出ます。また、長期休業中も「研修」ということで報酬が出ます。長期休業中に勤務を要する総時間数の1/2以内で研修がとれます。月をまたがる場合はそれぞれの月ごとに取り扱います。

#### 1. 非常勤講師報酬額（時間単位）

(1) 非常勤講師（短期療休代替、体育代替、家族看護欠勤代替、短期研修代替、追加?）

○大卒後経過年数15年未満 2, 010円

○大卒後経過年数15年以上 2, 330円

※ 大卒後経過年数とは、大学卒業時から任用までに経過した年数で、2年制短大卒の場合は2年を、3年制短大卒の場合は1年をそれぞれ減じる。

(2) 29時間非常勤講師（定数内教員、聾学校乳幼児相談担当、分教室担当養護教諭等）

○大卒後経過年数2年未満 1, 450円（月額182,700円）

○大卒後経過年数2年以上～4年未満 1, 540円（" 195,300円）

○大卒後経過年数4年以上～6年未満 1, 680円（" 211,700円）

○大卒後経過年数6年以上～8年未満 1, 830円（" 229,800円）

○大卒後経過年数8年以上～10年未満 1, 950円（" 245,400円）

○大卒後経過年数10年以上～12年未満 2, 010円（" 252,300円）

○大卒後経過年数12年以上 2, 070円（" 260,600円）

※ 大卒後経過年数とは、大学卒業時から任用までに経過した年数で、2年制短大卒の場合は2年を、3年制短大卒の場合は1年をそれぞれ減じる。

(3) 初任研対応の非常勤講師 2, 950円

(4) 非常勤実習教員 1, 470円

(5) 訪問指導講師 円（月額）

(6) 非常勤学校栄養職員 円

○29時間勤務

・3年未満 1, 065円（月額133,800円）

・3年以上～6年未満 1, 161円（" 145,900円）

・6年以上～9年未満 1, 252円（" 157,300円）

・9年以上～12年未満 1, 308円（" 164,400円）

・12年以上 1, 361円（" 171,100円）

(7) 非常勤事務職員 円

#### 2. 事務補助・現業の非常勤職員

- (1) 非常勤事務補助員
- (2) 非常勤調理職
- (3) 非常勤学校技能職
- (4) 非常勤介助職

以上の職員は下記の区分で基本報酬を算定します。(次ページ参照)

- ①雇用期間が3ヶ月以上かつ1週の勤務時間が30時間の者 月額支給  
 ② ①以外の者 日額計算  
 ※ ②の者のうち 1日の勤務時間が8時間の者 基準日額  
 1日の勤務時間数8時間未満の者 基準日額×勤務時間/8

<2018年度 非常勤職員基準報酬額表 >

区 分			基 準 報 酬 額				
経 過 年 数			3年未満	3年以上 6年未満	6年以上 9年未満	9年以上 12年未満	12年 以上
技 能 業 務	調理職(技能職1)	月額	129,000	138,900	154,100	161,000	165,600
		日額	7,950	8,570	9,510	9,930	10,220
	学校技能職 (技能職2)	月額	121,000	129,000	138,900	150,600	160,000
		日額	7,460	7,950	8,570	9,290	9,860
事務職補助		月額	121,300	129,100	138,700	150,100	155,600
		日額	7,480	7,960	8,560	9,250	9,600

Q2. 通勤のための交通費は、実費支給と聞きましたがどういう計算で出すのですか。

A2. 交通費は費用弁償といって、その月の勤務日数に応じて算出されます。電車やバスを使う場合は、回数券の額で1回当たりの単価を出し、算出します。定期券の方が安い場合は、定期券での単価になります。自動車等の場合は、常勤職員1ヶ月の通勤手当の額の1/25が単価となります。ただし、4分の3非常勤職員の通勤手当は、週当たり勤務日数が5日以上または週当たり勤務時間が30時間の者を対象に月当たりの平均勤務日数に基づき月額で支給します。

Q3. 非常勤職員にもボーナスが出ますか。

A3. 基準日に在職する4分の3非常勤職員には、給与の加給支給という形で出ます。支給日と支給率は次表の通りです。(前年の臨任の経験月数も通算する)

加給の区分	基準日	支給日	対象期間	勤務期間	支給率
				6ヶ月	2.0750
				5	1.7450
				4	1.3300

6月の加給	6月1日	6月30日	前年12月2日～6月1日	3	1.1600
				2	0.6225
				1	0.4950
				0	0
12月の加給	12月1日	12月10日	6月2日～12月1日	6ヶ月	2.2000
				5	1.8300
				4	1.3900
				3	1.2500
				2	0.6600
				1	0.5550
				0	0

## II 服務

Q4. 非常勤講師でも年休が取れるようになったと聞きましたが、何日とれますか。

A4. 年休の日数は、次表のようになっています。

区 分			人事委員会が定める非常勤職員 30H/週以上勤務 又は5日/週勤務	左記以外の非常勤職員			
				1週間の勤務の日数			
				4日	3日	2日	1日
年次休暇日数  (全勤務日の8割以上出勤)	勤  続 勤 務 期 間	雇用の日から1月間	0日	0日	0日	0日	0日
		2月目から	2日	1日	0日	0日	0日
		3月を超え6月まで	+1日	+1日	1日	1日	0日
		6月以上1年6月まで	10日	7日	5日	3日	1日
		～2年6月まで	11日	8日	6日	4日	2日
		～3年6月まで	12日	9日	6日	4日	2日
		～4年6月まで	14日	10日	8日	5日	2日
		～5年6月まで	16日	12日	9日	6日	3日
		～6年6月まで	18日	13日	10日	6日	3日
		～6年6月以上	20日	15日	11日	7日	3日

### その他の休暇

区 分			人事委員会が定める非常勤職員 29H/週以上勤務 又は5日/週勤務	左記以外の非常勤職員			
				1週間の勤務の日数			
				4日	3日	2日	1日
療養休暇 ・公務上の傷病又は通勤による傷病の場合 ----- ・私傷病にかかわるもの (雇用期間が6月以上の場合に限る。但し、年の勤務日が47日以下を除く。)			必要と認める期間 (有給)	同左			
			雇用の日から1年間につき10日(内2日有給、8日無給)	雇用の日から1年間につき10日(無給)			

生理休暇	原則連続2日以内（有給）	
忌引休暇	死亡者の別による 日数以内（有給）	無し
雇用期間が6月以上の場合	常勤職員と同じ	
慶弔休暇	婚姻の場合に3日 以内（有給）	
特別休暇 ・妊娠中の女子職員の通勤緩和 ・妊産婦の健康診査等を受ける場合	<下記以外はP.111参照> 始め又は終わりに1日1時間以内（無給） 必要と認める時間（無給）	
出産休暇	労基法第65条に基づき、産前6週間・産後8週間（無給）	
育児休暇	労基法第67条に基づき、生後1年に達しない子を育てる女子に1日2回各30分（無給）	
子どもの看護休暇 ※詳細は第4章「私たちの権利」 「子どもの看護休暇」参照	週3日以上又は年121日以上勤務者に、年5日（小学校入学前の子は6日）、複数の子を養育する職員については10日（一部有給）	
短期介護休暇 ※詳細は第4章「私たちの権利」 「短期介護休暇」参照	週の勤務日が3日以上あるいは勤務日が年121日以上勤務者に、年5日以内、要介護者が2人以上の場合は10日（一部有給）	

#### <非常勤職員の介護・育児>

○介護休暇取得要件の緩和：休暇を使用する日から93日を経過する日から6月までの間に雇用契約

が満了し、引き続き採用されないことが明らかでない者

○育児休業取得要件の緩和：子が1歳6ヶ月に達するまでの間に雇用契約が満了し、引き続き採用されないことが明らかでない者

Q 5. 年休と別に夏休みはとれますか。(8月も任用されている場合)

A 5. 職専免としてとれます。6月16から10月15日までの間に次表の日数がとれます。

1週あたりの勤務日数	5日または29時間以上	4日	3日	2日	1日
日数	3日	2日	2日	1日	1日

①対象となる4分の3非常勤職員(週29時間未満の非常勤職員もとれる)

雇用期間が6箇月以上の者

②取得日数

1週間の勤務日の日数 (又は勤務時間)	5日(又は29時間)以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数 (週以外の期間によって 勤務日が定められている)	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
取得可能日数	3日	2日	2日	1日	1日

但し、8月1日以降採用の場合は以下の日数

1週間の勤務日の日数 (又は勤務時間)	5日(又は29時間)以上	4日	3日	2日	3日	
1年間の勤務日の日数 (週以外の期間によって 勤務日が定められている)	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで	
取得可能日数	8月1日から 同月15日までの採用	2日	1日	1日	なし	なし
	8月16日から 同月31日までの採用	1日	なし	なし	なし	なし
	9月1日以降の採用	なし	なし	なし	なし	なし

③取得単位 1日又は職専免を取得する日の2分の1(分単位の端数は切り上げ)に相当する時間

Q 6. 非常勤講師はどんなときに、研修がとれますか。

A 6. 給料の説明のところにあったように長期休業中に学校長が必要と認めた勤務を要する総時間数の1/2以内で研修がとれます。月にまたがる場合はそれぞれの月ごとの取扱いになります。

### Ⅲ 保険関係

Q 7. 勤務時間中の事故で、ケガをしてしまいました。どうなりますか。

A 7. 非常勤講師でも勤務の実態が常勤職員の3/4以上の場合、労働者災害補償保険(労

災保険)に加入することができます。よって、労災保険法に定められた給付が受けられます。

Q 8. 非常勤講師も、「健康保険」や「雇用保険」に加入できますか。

A 8. 労災保険と同じく 3/4 非常勤講師であれば、加入できます。3/4 以外の非常勤の場合は各自で国民健康保険や国民年金に加入することになります。

※政府管掌の健康保険・厚生年金については、下記を参照してください。

## 雇用保険法について

給付日数・概要については以下の通りです。

<給付日数>

基準勤続期間	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	90日	90日	120日	150日

<概要>

雇用保険の掛け金は総収入の金額が基礎になります。

具体的には賃金額に7/1000を掛けて出た額が本人負担分となります。

<給付の条件>

雇用保険は給付に当たって次の2つの条件があります。

- ① 離職の日から遡及して1年間に6ヶ月以上の被保険者期間があること
- ② 就職の能力を有するにも関わらず職業に就くことができない状態にあることとなっています。①については、1年間に通算して被保険者期間が6ヶ月以上あれば雇用保険が受けられます。ただし、臨時的任用は保険料を払っていませんので失業保険の給付は受けられません。

Q 9. 教職員の受診する健康診断は、無料で受診できますか。

A 9. 学校等で実施する定期健康診断は、無料で、公務の扱いで受診できます。